

令和5年

第5回教育委員会会議

報告第3号

秋田県教育委員会

## 報告第3号

### 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

教育庁等職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和5年3月23日提出

秋田県教育委員会教育長      安   田   浩   幸

#### 理      由

教育庁等職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁等職員の任免について専決処分を行う。

令和5年3月17日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

教育庁等職員について、次のとおり発令する。

（令和5年3月31日付け）

| 現在職    | 氏名    |
|--------|-------|
| 教育次長   | 伊藤 真人 |
| 総務課長   | 元野 隆史 |
| 幼保推進課長 | 熊谷 仁志 |

秋田県知事の事務部局へ出向を命ずる

| 現在職    | 氏名   |
|--------|------|
| 総務課政策監 | 高橋 央 |

秋田県議会事務局へ出向を命ずる

（令和5年4月1日付け）

| 新任職    | 現在職            | 氏名    |
|--------|----------------|-------|
| 教育次長   | 生活環境部次長        | 村田 詠吾 |
| 総務課長   | 高等教育支援室長       | 高島 知行 |
| 総務課政策監 | 温暖化対策課主幹       | 古井 正賢 |
| 幼保推進課長 | 監査委員事務局監査第一課長  | 新号 和政 |
| 保健体育課長 | スポーツ振興課スポーツ振興監 | 田口 康  |

（頭書）を命ずる

令和 5 年

第 5 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 9 号

秋田県教育委員会

議案第九号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(チーム)

第三条の二 前条第一項各号に掲げる課並びに同条第二項及び第三項に規定する室に、当該課又は室の所掌事務を分掌させるため、チームを置く。

(課長等)

第十五条 教育庁に、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

| 番号  | 上 欄     | 中 欄 | 下 欄                                                              |
|-----|---------|-----|------------------------------------------------------------------|
| 略   | 略       | 略   | 略                                                                |
| 四   | 略       | 略   | 略                                                                |
| 五   | チームリーダー | 課室  | 上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどるとともに、チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 六～十 | 略       | 略   | 略                                                                |

2 前項の表の第五号から第十号までに掲げる職は、内部組織の必要に応じて置かないことができる。

3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、

改正前

(班)

第三条の二 前条第一項各号に掲げる課並びに同条第二項及び第三項に規定する室に、当該課又は室の所掌事務を分掌させるため、班を置く。

(課長等)

第十五条 教育庁に、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

| 番号  | 上 欄 | 中 欄 | 下 欄 |
|-----|-----|-----|-----|
| 略   | 略   | 略   | 略   |
| 四   | 略   | 略   | 略   |
| 五～九 | 略   | 略   | 略   |

2 前項の表の第五号から第九号までに掲げる職は、内部組織の必要に応じて置かないことができる。

3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、

それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

| 番号 | 上欄     | 中欄 | 下欄 |
|----|--------|----|----|
| 略  | 略      | 略  | 略  |
| 八  | 略      | 略  | 略  |
| 九  | サブリーダー | 略  | 略  |
| 十  | 略      | 略  | 略  |
| 十一 | 略      | 略  | 略  |
| 十二 | 略      | 略  | 略  |
| 十三 | 略      | 略  | 略  |

4 第一項及び前項に規定するもののほか、第十二条第三項に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

### （職員の職） 第三十条 略

2 略

3 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれの上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

| 番号 | 上欄      | 中欄    | 下欄                                                |
|----|---------|-------|---------------------------------------------------|
| 略  | 略       | 略     | 略                                                 |
| 五  | 略       | 略     | 略                                                 |
| 六  | 主任学芸専門員 | 近代美術館 | 高度かつ専門的な知識を必要とする学芸に関する特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。 |
| 七  | 略       | 略     | 略                                                 |
| 八  | 略       | 略     | 略                                                 |
| 九  | 略       | 略     | 略                                                 |
| 十  | 略       | 略     | 略                                                 |

それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

| 番号 | 上欄 | 中欄 | 下欄 |
|----|----|----|----|
| 略  | 略  | 略  | 略  |
| 八  | 略  | 略  | 略  |
| 九  | 略  | 略  | 略  |
| 十  | 略  | 略  | 略  |
| 十一 | 略  | 略  | 略  |
| 十二 | 略  | 略  | 略  |

4 第一項及び前項に規定するもののほか、第三条の二及び第十二条第三項に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

### （職員の職） 第三十条 略

2 略

3 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれの上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

| 番号 | 上欄 | 中欄 | 下欄 |
|----|----|----|----|
| 略  | 略  | 略  | 略  |
| 五  | 略  | 略  | 略  |
| 六  | 略  | 略  | 略  |
| 七  | 略  | 略  | 略  |
| 八  | 略  | 略  | 略  |
| 九  | 略  | 略  | 略  |
| 十  | 略  | 略  | 略  |

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

高度化・多様化する行政課題の現状に鑑み、行政組織の強化を図る必要があるため、新たにチームリーダーの職を設ける等の必要がある。

## 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

高度化・多様化する行政課題の現状に鑑み、行政組織の強化を図る必要があるため、新たにチームリーダーの職を設ける等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 課及び室における班をチームに改めることとする。（第3条の2関係）
- (2) チームリーダー及びサブリーダーを置き、この職の職務を規定することとする。（第15条関係）
- (3) 主任学芸専門員を置き、この職の職務を規定することとする。（第30条関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第5回教育委員会会議

議案第10号

秋田県教育委員会

議案第十号

教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

(教育機関の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第一条 教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(美術ホールの使用の対象となる事業)</p> <p>第三十五条 美術館の美術ホールは、次に掲げる事業以外の事業には使用させないものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三条第一項第八号に掲げる事業で教育長が適当と認めたもの</p> | <p>(美術ホールの使用の対象となる事業)</p> <p>第三十五条 美術館の美術ホールは、次に掲げる事業以外の事業には使用させないものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三条第一項第七号に掲げる事業で教育長が適当と認めたもの</p> |

(博物館の登録に関する規則の一部改正)  
第二条 博物館の登録に関する規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第二十二條の規定に基づき、博物館の登録(以下「登録」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(登録申請書)</p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十六條の規定に基づき、博物館の登録(以下「登録」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(登録申請書)</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二条 法第十二条の規定による登録申請書は、様式第一号による。</p> <p>2 法第十二条第二項の規定により登録申請書に添付する博物館資料の目録は、様式第二号による。</p>                                                                                                                                             | <p>第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、様式第一号による。</p> <p>2 法第十一条第二項の規定により登録申請書に添付する博物館資料の目録は、様式第二号による。</p>                                                                                                         |
| <p>(登録原簿)</p> <p>第三条 法第十四条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号による。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>(登録原簿)</p> <p>第三条 法第十二条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号による。</p>                                                                                                                                               |
| <p>(変更の届出)</p> <p>第四条 法第十五条第一項の規定による届出書は、様式第四号による。</p>                                                                                                                                                                                  | <p>(変更の届出)</p> <p>第四条 法第十三条第一項の規定による届出書は、様式第四号による。</p>                                                                                                                                              |
| <p>(廃止の届出)</p> <p>第五条 法第二十条の規定による届出書は、様式第五号による。</p>                                                                                                                                                                                     | <p>(廃止の届出)</p> <p>第五条 法第十五条の規定による届出書は、様式第五号による。</p>                                                                                                                                                 |
| <p>(公示)</p> <p>第六条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県公報に登載して公示するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>一 法第十四条の規定により登録したとき。</p> <p>二 法第十五条第二項の規定により変更登録をしたとき。</p> <p>三 法第十九条第一項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>四 法第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき。</p> | <p>(公示)</p> <p>第六条 教育委員会は左の各号の一に掲げる場合には、秋田県公報に登載して公示するものとする。</p> <p>一 法十二条の規定により登録したとき。</p> <p>二 法第十三条第二項の規定により変更登録をしたとき。</p> <p>三 法第十四条第一項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>四 法第十五条第二項の規定により登録をまつ消したとき。</p> |

様式第一号中「博物館法第11条」を「博物館法第12条」に、様式第四号中「博物館法第13条」を「博物館法第15条」に、様式第五号中「博物館法第15条」を「博物館法第20条」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸  
理 由

博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の  
登録に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第２４号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

（１）教育機関の管理及び運営に関する規則の一部改正（第１条関係）

引用している博物館法（昭和２６年法律第２８５号）の条項を改めることとする。（第３５条関係）

（２）博物館の登録に関する規則の一部改正（第２条関係）

①引用している博物館法（昭和２６年法律第２８５号）の条項を改めることとする。（第１条、第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条関係）

②その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和５年４月１日から施行することとする。

令和5年

第5回 教育委員会会議

議案第11号

秋田県教育委員会

議案第十一号

秋田県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則案

秋田県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次条及び第三条において「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年秋田県条例第四十九号。次条及び第三条において「条例」という。）、秋田県個人情報保護審査会条例（令和四年秋田県条例第五十号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和四年秋田県規則第三十七号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(費用の納付)

第二条 条例第五条に規定する費用は、法第八十七条第一項の規定による保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの交付にあつては当該交付を受けるとき、同項の規定による保有個人情報記録されている電磁的記録についての秋田県教育委員会が定める開示の方法にあつては当該開示を受けるときに納めるものとする。

(補則)

第三条 法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規則に定めるもののほか、法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規則の施行に関し必要な事項は、秋田県教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

令和五年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）による個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正により、保有個人情報記録されている文書若しくは図面の写しの交付又は電磁的記録についての実施機関が定める開示の方法に要する費用の納付について定める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則案要綱

### 1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）による個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正により、保有個人情報が記録されている文書若しくは図面の写しの交付又は電磁的記録についての実施機関が定める開示の方法に要する費用の納付について定める等の必要がある。

### 2 内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田県条例第４９号。以下「条例」という。）及び秋田県個人情報保護審査会条例（令和４年秋田県条例第５０号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによることとする。（第１条関係）
- (2) 条例第５条に規定する費用は、法第８７条第１項の規定による保有個人情報が記録されている文書又は図面の写しの交付にあつては当該交付を受けるとき、同項の規定による保有個人情報が記録されている電磁的記録についての秋田県教育委員会が定める開示の方法にあつては当該開示を受けるときに納めるものとする。こととする。（第２条関係）
- (3) 法、令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規則に定めるもののほか、法、令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規則の施行に関し必要な事項は、秋田県教育委員会が別に定めることとする。（第３条関係）

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和５年４月１日から施行することとする。
- (2) 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成１３年秋田県教育委員会規則第１０号）は、廃止することとする。

令和5年

第5回 教育委員会 会議

議案第12号

秋田県教育委員会

議案第十二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（管理職手当）</p> <p>第五十六条 略</p> <p>2 条例第十三条の三第二項の規定による管理職手当の月額、別表第十の五及び別表第十の六に定める額とする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第十三条の三第一項に規定する職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る第五十六条の規定による管理職手当の区分（以下「管理職手当の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 四種、五種及び六種 六千円</p> <p>ロ 七種 四千円</p> <p>二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員（以下「定年前再任</p> | <p>（管理職手当）</p> <p>第五十六条 略</p> <p>2 条例第十三条の三第二項の規定による管理職手当の月額、別表第十の五及び別表第十の六のとおりとする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める額は、同条第一項に規定する職員の占める職に係る第五十六条の規定による区分に応じ、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 六種、五種及び四種 六千円</p> <p>二 七種 四千円</p> |



た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

一 条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表(一)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員をいう。別表第十五において同じ。))であるときは、その者の属する職務の級とする。次号において同じ。)に対応する同表イの表に掲げる額

二 略

#### 附 則

第九条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第五十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

第十条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第六十条の二第一項及び第六十四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、第六十四条の二第一項第一号及び第六十四条の三第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

第十一条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第七十四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その

た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

一 条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表(一)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(別表第十五において「再任用職員」という。))であるときは、その者の属する職務の級とする。次号において同じ。)に対応する同表イの表に掲げる額

二 略

額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)にするとする。

別表第 8 (第 1 4 条関係)  
初任給基準表

イ 教育職給料表(一)初任給基準表

| 職種                 | 学歴免許等     | 初任給        |
|--------------------|-----------|------------|
| 教諭<br>養護教諭<br>栄養教諭 | 博士課程修了    | 2 級 4 5 号給 |
|                    | 修士課程修了    | 2 級 2 9 号給 |
|                    | 専門職学位課程修了 |            |
|                    | 大学卒       | 2 級 1 7 号給 |
|                    | 短大卒       | 2 級 7 号給   |
|                    | 大学卒       | 1 級 2 5 号給 |
|                    | 短大卒       | 1 級 1 5 号給 |
| 助教諭<br>養護助教諭<br>講師 | 高校卒       | 1 級 5 号給   |

備考 略  
ロ 教育職給料表(二)初任給基準表

| 職種                 | 学歴免許等     | 初任給        |
|--------------------|-----------|------------|
| 教諭                 | 博士課程修了    | 2 級 3 3 号給 |
| 養護教諭               | 修士課程修了    | 2 級 1 7 号給 |
| 栄養教諭               | 専門職学位課程修了 |            |
|                    | 大学卒       | 2 級 5 号給   |
|                    | 短大卒       | 1 級 1 5 号給 |
|                    | 大学卒       | 1 級 2 5 号給 |
|                    | 短大卒       | 1 級 1 5 号給 |
| 助教諭<br>養護助教諭<br>講師 | 高校卒       | 1 級 5 号給   |

備考 略

ハ 行政職給料表初任給基準表

| 試験 | 学歴免許等 | 初任給 |
|----|-------|-----|
|----|-------|-----|

別表第 8 (第 1 4 条関係)  
初任給基準表

イ 教育職給料表(一)初任給基準表

| 職種                 | 学歴免許等     | 初任給        |
|--------------------|-----------|------------|
| 教諭<br>養護教諭<br>栄養教諭 | 博士課程修了    | 2 級 4 1 号給 |
|                    | 修士課程修了    | 2 級 2 5 号給 |
|                    | 専門職学位課程修了 |            |
|                    | 大学卒       | 2 級 1 3 号給 |
|                    | 短大卒       | 2 級 3 号給   |
|                    | 大学卒       | 1 級 2 1 号給 |
|                    | 短大卒       | 1 級 1 1 号給 |
| 助教諭<br>養護助教諭<br>講師 | 高校卒       | 1 級 1 号給   |

備考 略  
ロ 教育職給料表(二)初任給基準表

| 職種                 | 学歴免許等     | 初任給        |
|--------------------|-----------|------------|
| 教諭                 | 博士課程修了    | 2 級 2 9 号給 |
| 養護教諭               | 修士課程修了    | 2 級 1 3 号給 |
| 栄養教諭               | 専門職学位課程修了 |            |
|                    | 大学卒       | 2 級 1 号給   |
|                    | 短大卒       | 1 級 1 1 号給 |
|                    | 大学卒       | 1 級 2 1 号給 |
|                    | 短大卒       | 1 級 1 1 号給 |
| 助教諭<br>養護助教諭<br>講師 | 高校卒       | 1 級 1 号給   |

備考 略

ハ 行政職給料表初任給基準表

| 試験 | 学歴免許等 | 初任給 |
|----|-------|-----|
|----|-------|-----|

|     |        |  |        |
|-----|--------|--|--------|
| 正試  | 大学卒業程度 |  | 1級29号給 |
| 規   | 短大卒業程度 |  | 1級19号給 |
| 験   | 高校卒業程度 |  | 1級9号給  |
| の   |        |  | 1級5号給  |
| その他 | 高校卒    |  | 1級5号給  |

備考 略

二 医療職給料表初任給基準表

| 職種     | 学歴免許等 | 初任給    |
|--------|-------|--------|
| 学校栄養職員 | 大学卒   | 2級5号給  |
|        | 短大卒   | 1級15号給 |

備考 略

別表第十三(第五十九条関係)

| 級地区分<br>(指定年月日)           | 学 校 名                | 所 在 地         |
|---------------------------|----------------------|---------------|
| 略                         | 略                    | 略             |
| 一級地<br>(令和四年四月<br>一日指定)   | 上小阿仁小学校              | 北秋田郡上小阿<br>仁村 |
|                           | 大内小学校                | 由利本荘市         |
|                           | 上小阿仁中学校              | 北秋田郡上小阿<br>仁村 |
| 一級地<br>(令和五年四月<br>一日指定)   | 義務教育学校阿仁学園<br>(後期課程) | 北秋田市          |
| 二級地<br>(平成二十八年<br>四月一日指定) | 高瀬小学校                | 雄勝郡羽後町        |
| 二級地<br>(令和五年四月<br>一日指定)   | 義務教育学校阿仁学園<br>(前期課程) | 北秋田市          |

|     |        |  |        |
|-----|--------|--|--------|
| 正試  | 大学卒業程度 |  | 1級25号給 |
| 規   | 短大卒業程度 |  | 1級15号給 |
| 験   | 高校卒業程度 |  | 1級5号給  |
| の   |        |  | 1級1号給  |
| その他 | 高校卒    |  | 1級1号給  |

備考 略

二 医療職給料表初任給基準表

| 職種     | 学歴免許等 | 初任給    |
|--------|-------|--------|
| 学校栄養職員 | 大学卒   | 2級1号給  |
|        | 短大卒   | 1級11号給 |

備考 略

別表第十三(第五十九条関係)

| 級地区分<br>(指定年月日)           | 学 校 名   | 所 在 地         |
|---------------------------|---------|---------------|
| 略                         | 略       | 略             |
| 一級地<br>(令和四年四月<br>一日指定)   | 上小阿仁小学校 | 北秋田郡上小阿<br>仁村 |
|                           | 大内小学校   | 由利本荘市         |
|                           | 阿仁中学校   | 北秋田市          |
|                           | 上小阿仁中学校 | 北秋田郡上小阿<br>仁村 |
| 二級地<br>(平成二十八年<br>四月一日指定) | 高瀬小学校   | 雄勝郡羽後町        |
| 二級地<br>(令和四年四月<br>一日指定)   | 大阿仁小学校  | 北秋田市          |

別表第十三の三(第五十九条の二関係)

| 指定年月日        | 学校等の名称      | 所在地     |
|--------------|-------------|---------|
| 略            | 略           | 略       |
| 平成二十八年四月一日指定 | 岩見三内小学校     | 秋田市     |
|              | 東成瀬小学校      | 雄勝郡東成瀬村 |
|              | 岩見三内中学校     | 秋田市     |
|              | 東成瀬中学校      | 雄勝郡東成瀬村 |
|              | 東成瀬村学校給食センタ | 〃       |

別表第十三の三(第五十九条の二関係)

| 指定年月日        | 学校等の名称      | 所在地     |
|--------------|-------------|---------|
| 略            | 略           | 略       |
| 平成二十八年四月一日指定 | 阿仁合小学校      | 北秋田市    |
|              | 岩見三内小学校     | 秋田市     |
|              | 東成瀬小学校      | 雄勝郡東成瀬村 |
|              | 岩見三内中学校     | 秋田市     |
|              | 東成瀬中学校      | 雄勝郡東成瀬村 |
|              | 東成瀬村学校給食センタ | 〃       |

別表第15(第74条関係)

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

| 職員の区分       | 職務の級<br>号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-------------|------------|----|----|----|----|
| 定年前任        | 略          | 円  | 円  | 円  | 円  |
| 任用臨時<br>勤務職 | 略          | 略  | 略  | 略  | 略  |
| 員以外の<br>職員  |            |    |    |    |    |
| 定年前任        | 略          | 略  | 略  | 略  | 略  |
| 任用臨時<br>勤務職 |            |    |    |    |    |
| 員           |            |    |    |    |    |

別表第15(第74条関係)

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

| 職員の区分      | 職務の級<br>号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|------------|------------|----|----|----|----|
| 再任用職<br>員  | 略          | 円  | 円  | 円  | 円  |
| 員以外の<br>職員 |            |    |    |    |    |
| 再任用職<br>員  | 略          | 略  | 略  | 略  | 略  |
| 員          |            |    |    |    |    |
| 員          |            |    |    |    |    |
| 員          |            |    |    |    |    |

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-------|------------|----|----|----|----|
| 分     | 略          | 円  | 円  | 円  | 円  |
| 定年前任  | 略          | 略  | 略  | 略  | 略  |
| 任用臨時  |            |    |    |    |    |

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

| 職員の区分     | 職務の級<br>号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-----------|------------|----|----|----|----|
| 分         | 略          | 円  | 円  | 円  | 円  |
| 再任用職<br>員 | 略          | 略  | 略  | 略  | 略  |
| 員         |            |    |    |    |    |

| 臨時勤務職<br>員以外の<br>職員 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     |       |       |       |       |       |
|                     | 略     | 略     | 略     | 略     |       |
|                     |       |       |       |       |       |
|                     | 略     | 略     | 略     | 略     |       |
|                     |       |       |       |       |       |
| 職員<br>以外<br>の職員     | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 | 臨時勤務職 |
|                     |       |       |       |       |       |
|                     | 略     | 略     | 略     | 略     |       |
|                     |       |       |       |       |       |
|                     | 略     | 略     | 略     | 略     |       |
|                     |       |       |       |       |       |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下次項において「改正後の規則」という。）第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項及び第七十四条の規定を適用する。

（経過措置）

3 改正後の規則第十六条から第十七条の二までの規定により号給を調整されることとなる職員であつて、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前から引き続き在職する職員との均衡上特に必要があると認められるものの号給については、改正後の規則第十六条から第十七条の二までの規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める号給とする。

4 施行日前から引き続き在職する職員であつて、施行日以後に採用された職員との均衡上特に必要があると認められるものの号給については、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める基準により、必要な調整を行うことができる。

令和五年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）の施行に伴い、六十歳を超える職員の手当等に関し必要な事項を定める等の必要があるほか、県内民間事業従事者の初任給水準の情勢に鑑み、職員の初任給基準を上げるとともに、市町村立学校の統合に伴うへき地学校等の指定の見直しを行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年秋田県条例第３１号）の施行に伴い、６０歳を超える職員の手当等に関し必要な事項を定める等の必要があるほか、県内民間事業従事者の初任給水準の情勢に鑑み、職員の初任給基準を上げるとともに、市町村立学校の統合に伴うへき地学校等の指定の見直しを行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職員特別勤務手当の額を定めることとする。（第６４条の２第１項第２号及び第６４条の３第１項第２号関係）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の額は、当該職員に適用される職務の級に応じた額とすることとする。（第７４条及び別表第１５関係）
- (3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和２８年秋田県条例第５９号。以下「給与条例」という。）附則第２項の規定を受ける職員の管理職手当の額は、当該職員に適用される別表第１０の６に定める管理職員手当額に１００分の７０を乗じて得た額とすることとする。（附則第９条関係）
- (4) 給与条例附則第２項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、当該職員に適用される管理職員特別勤務手当の額に１００分の７０を乗じて得た額とすることとする。（附則第１０条関係）
- (5) 給与条例附則第２項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額は、当該職員に適用される職務の級及び号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額とすることとする。（附則第１１条関係）
- (6) 全ての給料表について初任給を４号給引上げることとする。（別表第８関係）
- (7) 市町村立学校の統合に伴い、へき地学校等の指定及び指定解除を行うこととする。（別表第１３、別表第１３の３関係）
- (8) 暫定再任用職員に支給する管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当について所要の経過措置を規定することとする。（改正附則第２項関係）
- (9) 経験等を有し、新たに採用される職員の号給について所要の経過措置を講ずることとする。（改正附則第３項関係）

- (10) 令和5年3月31日に在職する職員の号給について、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める基準により、号給調整をできることとする。（改正附則第4項関係）
- (11) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第5回 教育委員会会議

議案第13号

秋田県教育委員会

議案第十三号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>2 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>3 条例別表第一の七の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の八の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>5 条例別表第一の九の項の教育委員会規則で定める事務は、同項</p> | <p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の三の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>2 条例別表第一の四の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>3 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>5 条例別表第一の七の項の教育委員会規則で定める事務は、同項</p> |

の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十三日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和五年秋田県条例第一号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案要綱

## 1 改正理由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和５年秋田県条例第１号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正内容

引用している「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年秋田県条例第６８号）」の別表第一の各項を改めることとする。  
（第２条関係）

## 3 施行期日

この規則は、令和５年４月１日から施行することとする。

令和5年

第5回教育委員会会議

議案第14号

秋田県教育委員会

議案第十四号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（時間外勤務及び休日勤務）</p> <p>第二十六条の二 職員の時間外勤務及び休日勤務は、電子情報処理組織（職員の勤務の管理に関する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。）を使用して教育長が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）又は時間外勤務・休日勤務命令（実績）簿（様式第十一号）により、校長が命ずる。</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第二十九条 職員は、出勤後、直ちに出勤簿（様式第十二号）に、記録しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して勤務の管理に関する事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。</p> <p>（休暇の手続）</p> <p>第三十条 職員は、人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十二条に規定する特別休暇（出産休暇、保育休暇及び生理休暇（以下この条において「出産休暇等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は年次・特別休暇請求書を提出して校長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出</p> | <p>（時間外勤務及び休日勤務）</p> <p>第二十六条の二 職員の時間外勤務及び休日勤務は、時間外勤務・休日勤務命令（実績）簿（様式第十一号）によつて</p> <p>、校長が命ずる。</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第二十九条 職員は、出勤後、直ちに出勤簿（様式第十二号）に、記録しなければならない。</p> <p>（休暇の手続）</p> <p>第三十条 職員は、人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十二条に規定する特別休暇（出産休暇、保育休暇及び生理休暇（以下この条において「出産休暇等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ年次・特別休暇請求書を校長に提出して</p> <p>、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出</p> |

ことができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- 2 職員は、年次休暇又は出産休暇等を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は年次・特別休暇請求書を提出して、校長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。

3 略

- 4 職員が病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は病気休暇請求書を提出して校長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。

5 8 略

(職務免除の手続)

- 第三十一条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五号）第二条の規定により、職務に専念する義務の免除（以下「職務免除」という。）を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は職務免除承認申請書（様式第十四号）を提出して校長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の五日以上にわたる職務免除は、教育長が承認する。

2 略

(欠勤の手続)

- 第三十二条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、勤務しない場合は、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は欠勤届（様式第十六号）を提出して、校長にあつては教育長に、校長以外の職員にあつては校長に届け出なければならない。

ことができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- 2 職員は、年次休暇又は出産休暇等を受けようとするときは、あらかじめ年次・特別休暇請求書により

校長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。

3 略

- 4 職員が病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ病気休暇請求書を校長に提出して

、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。

5 8 略

(職務免除の手続)

- 第三十一条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五号）第二条の規定により、職務に専念する義務の免除（以下「職務免除」という。）を受けようとするときは、あらかじめ職務免除承認申請書（様式第十四号）を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の五日以上にわたる職務免除は、教育長が承認する。

2 略

(欠勤の手続)

- 第三十二条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、勤務しない場合は、あらかじめ欠勤届（様式第十六号）により校長にあつては教育長に、校長以外の職員にあつては校長に届け出なければならない。

らない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、出勤後速やかに届け出なければならぬ。

一〇七 略

(職員の旅行)

第三十五条 略

2 出張を命ぜられた職員は、用務を終えて帰校したときは、速やかに、復命管理簿に必要事項を記録し、又は記載するとともに、復命書により校長に復命しなければならぬ。ただし、軽易な用務については、復命管理簿をもつて復命書とする。

様式第4号 教育課程実施報告書 (第4条関係)

略

別紙

年度教育課程実施報告書

| 学校名       |        | 課程名         |                  |                  |             | 学科名              |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |  |  |
|-----------|--------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|--|--|
| 教<br>科    | 科<br>目 | 第1学年        |                  |                  | 第2学年        |                  |                  | 第3学年        |                  |                  | 第4学年        |                  |                  |  |  |
|           |        | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 |  |  |
| 略         |        |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |  |  |
| 総合的な探究の時間 |        |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |  |  |
| 略         |        |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |  |  |

らない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、出勤後速やかに届け出なければならぬ。

一〇七 略

(職員の旅行)

第三十五条 略

2 出張を命ぜられた職員は、用務を終えて帰校したときは、速やかに、復命管理簿(様式第十八号の二)に必要事項を記入するとともに、復命書により校長に復命しなければならぬ。ただし、軽易な用務については、復命管理簿をもつて復命書とする。

様式第4号 教育課程実施報告書 (第4条関係)

略

別紙

年度教育課程実施報告書

| 学校名                      |        | 課程名         |                  |                  |             | 学科名              |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |
|--------------------------|--------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|
| 教<br>科                   | 科<br>目 | 第1学年        |                  |                  | 第2学年        |                  |                  | 第3学年        |                  |                  | 第4学年        |                  |                  |
|                          |        | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 | 単<br>位<br>数 | 最<br>高<br>時<br>数 | 最<br>低<br>時<br>数 |
| 略                        |        |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |
| 総合的な学習の時間<br>(総合的な探究の時間) |        |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |
| 略                        |        |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |                  |

様式第18号の2 復命管理簿 (第35条関係)

|              |         |                  |   |   |             |
|--------------|---------|------------------|---|---|-------------|
| 復 命 管 理 簿    |         |                  |   |   |             |
| _____<br>学校名 |         |                  |   |   |             |
| 校長等の確認       | 出張者の職氏名 | 出張年月日            | 用 | 務 | 遂 行 状 況     |
|              |         | ・ ・ から<br>・ ・ から |   |   | 復命方式<br>簡 易 |
| 略            |         |                  |   |   |             |

様式第25号 身分証明書 (第43条関係)

(表)

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| 身 分 証 明 書                          |                 |
| No. _____                          | 氏名 _____ 年 月 日生 |
| 横 二 ・ 五 センチメートル<br>縦 三 ・ 〇 センチメートル |                 |
| 写真<br>真 二 ・ 五 センチメートル              |                 |
| 上記の者は、秋田県立 高等学校の職員<br>であることを証明する。  |                 |
| 秋田県立 高等学校長                         | 印               |
| 秋田県立高等学校                           |                 |
| 9.1センチメートル                         |                 |
| (裏) 略                              |                 |

様式第25号 身分証明書 (第43条関係)

(表)

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| 身 分 証 明 書                          |                 |
| No. _____                          | 氏名 _____ 年 月 日生 |
| 横 二 ・ 五 センチメートル<br>縦 三 ・ 〇 センチメートル |                 |
| 写真<br>真 二 ・ 五 センチメートル              |                 |
| 上記の者は、秋田県立 高等学校の職員<br>であることを証明する。  |                 |
| 秋田県立 高等学校長                         | 印               |
| 秋田県立高等学校                           |                 |
| 9センチメートル                           |                 |
| (裏) 略                              |                 |

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の秋田県立高等学校管理規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和五年三月二十三日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

県立学校に統合型校務支援システムを導入することに伴い、職員の出勤簿及び休暇の手続等の服務管理に関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

県立学校に統合型校務支援システムを導入することに伴い、職員の出勤簿及び休暇の手続等の服務管理に関する規定の整備を行う等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 教育課程実施報告書の別紙中の「総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）」を「総合的な探究の時間」に改めることとする。（第4条関係）
- (2) 職員の時間外勤務及び休日勤務は、電子情報処理組織を使用する方法により、校長が命ずることができることとする。（第26条の2関係）
- (3) 電子情報処理組織を使用して服務の管理を行う職員は、出勤簿への記録を要しないこととする。（第29条関係）
- (4) 職員は、電子情報処理組織を使用する方法により、休暇、職務免除及び欠勤の手続を行うことができることとする。（第30条～第32条関係）
- (5) 出張を命ぜられた職員は、用務を終えて帰校したときは、電磁的記録による復命管理簿に必要事項を記録することができることとする。（第35条関係）
- (6) 復命管理簿の様式を削ることとする。（第35条関係）
- (7) 身分証明書の寸法について、縦を「6センチメートル」から「5.5センチメートル」に、横を「9センチメートル」から「9.1センチメートル」に改めることとする。（第43条関係）

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則による改正前の秋田県立高等学校管理規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができることとする。

令和5年

第5回教育委員会会議

議案第15号

秋田県教育委員会

議案第十五号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(志願手続)</p> <p>第九条 入学を志願する者は、入学願書 を出身の中学校長、義務教育学校校長又は出身中等教育学校長を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学手続)</p> <p>第十一条 入学（編入学、再入学及び転入学を含む。）を許可された者は、三十日以内に、保護者（未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が連署した誓約書（様式第三号）及び住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(保護者等の変更の届出)</p> <p>第十二条 保護者又は保証人に変更があったときは、保護者（保護者に変更があった場合は、変更後の保護者）は、速やかに保護者（保証人）変更届（様式第四号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 保護者又は保証人の氏名又は住所に変更があったときは、保護者は、速やかに保護者（保証人）氏名（住所）変更届（様式第五</p> | <p>(志願手続)</p> <p>第九条 入学を志願する者は、入学願書（様式第三号）を出身の中学校長、義務教育学校校長又は出身中等教育学校長を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学手続)</p> <p>第十一条 入学（編入学、再入学及び転入学を含む。）を許可された者は、三十日以内に、保護者（未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が連署した誓約書（様式第四号）及び住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(保護者等の変更の届出)</p> <p>第十二条 保護者又は保証人に変更があったときは、保護者（保護者に変更があった場合は、変更後の保護者）は、速やかに保護者（保証人）変更届（様式第五号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 保護者又は保証人の氏名又は住所に変更があったときは、保護者は、速やかに保護者（保証人）氏名（住所）変更届（様式第六</p> |

号)を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第十三条 生徒が欠席しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に欠席届(様式第六号)を提出しなければならない。

2  
略

(休学)

第十四条 生徒が病気その他やむを得ない事由により二月以上にわたり出席することができない場合は、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願(様式第七号)を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により出席できないときは、医師の診断書を添えるものとする。

2  
略

(復学)

第十五条 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者連署の上、復学許可願(様式第八号)を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(転入学)

第十七条 生徒が転入学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転入学願(様式第九号)を提出しなければならない。

(転学及び転籍)

第十八条 生徒が転学及び転籍をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転学(転籍)許可願(様式第十

号)を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第十三条 生徒が欠席しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に欠席届(様式第七号)を提出しなければならない。

2  
略

(休学)

第十四条 生徒が病気その他やむを得ない事由により二月以上にわたり出席することができない場合は、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願(様式第八号)を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により出席できないときは、医師の診断書を添えるものとする。

2  
略

(復学)

第十五条 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者連署の上、復学許可願(様式第九号)を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(転入学)

第十七条 生徒が転入学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転入学願(様式第十号)を提出しなければならない。

(転学及び転籍)

第十八条 生徒が転学及び転籍をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転学(転籍)許可願(様式第十一

号)を提出しなければならない。

(留学)

第十九条 生徒が留学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に留学許可願(様式第十一号)を提出しなければならない。

(退学)

第二十条 生徒が退学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願(様式第十二号)を提出しなければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(休学等許可通知書の交付)

第二十一条 校長は、休学、復学、再入学、転入学、転学、転籍、留学又は退学を許可したときは、休学(復学、再入学、転入学、転学、転籍、留学、退学)許可通知書(様式第十三号)を当該願出人に交付するものとする。

(懲戒)

第二十三条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

25 略

6 停学又は退学の処分を行うときは、停学(退学)処分通知書(様式第十四号)によってしなければならない。

号)を提出しなければならない。

(留学)

第十九条 生徒が留学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に留学許可願(様式第十二号)を提出しなければならない。

(退学)

第二十条 生徒が退学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願(様式第十三号)を提出しなければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(休学等許可通知書の交付)

第二十一条 校長は、休学、復学、再入学、転入学、転学、転籍、留学又は退学を許可したときは、休学(復学、再入学、転入学、転学、転籍、留学、退学)許可通知書(様式第十四号)を当該願出人に交付するものとする。

(懲戒)

第二十三条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

25 略

6 停学又は退学の処分を行うときは、停学(退学)処分通知書(様式第十五号)によってなければならない。

様式第三号を削り、様式第四号を様式第三号とし、様式第五号から様式第十五号中までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由 秋田県公立高等学校入学者選抜の制度変更に伴い、学則から入学願書の様式を削る等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

秋田県公立高等学校入学者選抜の制度変更に伴い、学則から入学願書の様式を削る等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 入学願書の様式を削ることとする。(第9条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第5回教育委員会会議

議案第16号

秋田県教育委員会

議案第十六号

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案  
 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                                 | 改正前                |
|-------------------------------------|--------------------|
| 別表（第二条関係）<br>一〓四 略<br>五 秋田県立西仙北高等学校 | 別表（第二条関係）<br>一〓四 略 |

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸  
 理 由

地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要がある。こ  
 れが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 案要綱

### 1 改正理由

地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要がある。

### 2 改正内容

秋田県立西仙北高等学校に、新たに学校運営協議会を設置することとする。  
(別表関係)

### 3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和5年

第5回教育委員会会議

議案第17号

秋田県教育委員会

## 議案第 17 号

### 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和 50 年秋田県条例第 41 号）第 45 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

| 氏 名   | 専 門 分 野         | 任 期                |
|-------|-----------------|--------------------|
| 阿部裕紀子 | 天然記念物（植物）       | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 荒川 康一 | 報道              | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 加藤 竜悦 | 天然記念物（動物）       | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 菊池 慶子 | 有形文化財（古文書、歴史資料） | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 高橋 正  | 有形文化財（彫刻）、民俗文化財 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 林 信太郎 | 天然記念物（地質鉱物）     | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 藤澤 昌  | 有形文化財（考古資料）、史跡  | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 蒔田 明史 | 天然記念物（植物）、景観    | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 三浦 直  | 有形文化財（絵画）       | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 李 雪   | 有形文化財（建造物）      | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 渡辺 千明 | 有形文化財（建造物）      | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |

令和 5 年 3 月 23 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

#### 理 由

秋田県文化財保護審議会の委員のうちに、令和 5 年 3 月 31 日付けで任期が満了する委員があるため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 秋田県文化財保護審議会委員名簿

任期：①令和４年９月８日から令和６年９月７日まで

②令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

※個人情報保護のため非公開

秋田県文化財保護審議会委員候補者略歴

- |                                                                             |         |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○阿 <sup>あ</sup> 部 <sup>べ</sup> 裕 <sup>ゆ</sup> 紀 <sup>き</sup> 子 <sup>こ</sup> | 再任（4期目） |
| ○荒 <sup>あら</sup> 川 <sup>かわ</sup> 康 <sup>やす</sup> 一 <sup>かず</sup>            | 再任（2期目） |
| ○加 <sup>か</sup> 藤 <sup>とう</sup> 竜 <sup>りゅう</sup> 悦 <sup>えつ</sup>            | 新任（1期目） |
| ○菊 <sup>きく</sup> 池 <sup>ち</sup> 慶 <sup>けい</sup> 子 <sup>こ</sup>              | 再任（3期目） |
| ○高 <sup>たか</sup> 橋 <sup>はし</sup> 正 <sup>ただし</sup>                           | 再任（2期目） |
| ○林 <sup>はやし</sup> 信 <sup>しん</sup> 太 <sup>た</sup> 郎 <sup>ろう</sup>            | 再任（8期目） |
| ○藤 <sup>ふじ</sup> 澤 <sup>さわ</sup> 昌 <sup>しやう</sup>                           | 再任（2期目） |
| ○蒔 <sup>まき</sup> 田 <sup>た</sup> 明 <sup>あき</sup> 史 <sup>ふみ</sup>             | 再任（7期目） |
| ○三 <sup>み</sup> 浦 <sup>うら</sup> 直 <sup>なおし</sup>                            | 再任（3期目） |
| ○李 <sup>り</sup> 雪 <sup>せつ</sup>                                             | 再任（2期目） |
| ○渡 <sup>わた</sup> 辺 <sup>なべ</sup> 千 <sup>ち</sup> 明 <sup>あき</sup>             | 新任（1期目） |

※令和5年4月1日現在

※個人情報保護のため一部非公開

## 秋田県文化財保護条例（抄）

### （設置）

第四十四条 法第百九十条第一項の規定に基づき、教育委員会に秋田県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （組織）

第四十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

### （会長等）

第四十六条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（注） 第四十四条でいう「法」とは、文化財保護法をさす。